

動物診療施設届出事項変更届の手続きについて

- ★ 動物診療施設を開設した場合、その開設の日から**10日以内**に、届出が必要となります。当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更した場合も、同様です。
なお、届出費用は無料です。
- ★ 届出先は、動物診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所又は支所（駐在機関）[下表]になります。
なお、御不明な点がありましたら、動物診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所又は支所（駐在機関）へお問い合わせください。
- ★ 受付時間 平日の午前8:30～11:30 午後1:00～4:30

家畜保健衛生所名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
鹿児島中央家畜保健衛生所	〒899-2201	日置市東市来町湯田1678	099-274-7555	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、三島村、十島村
〃 熊毛支所	〒891-3604	熊毛郡中種子町野間6065	0997-27-0036	西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町
〃 大島支所	〒894-0512	奄美市笠利町中金久77	0997-63-0045	奄美市、大和村、龍郷町
〃 大島支所喜界町駐在機関	〒891-6202	大島郡喜界町湾160-1	0997-65-0046	喜界町
〃 大島支所瀬戸内町駐在機関	〒894-1510	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西20-6	0997-72-0246	瀬戸内町、宇検村
〃 徳之島支所	〒891-7101	大島郡徳之島町亀津913	0997-83-0074	徳之島町、天城町、伊仙町
〃 徳之島支所和泊町駐在機関	〒891-9112	大島郡和泊町和泊500-4	0997-92-0043	和泊町、知名町
〃 徳之島支所与論町駐在機関	〒891-9112	大島郡与論町茶花1420-2合同庁舎内	0997-97-2033	与論町
南薩家畜保健衛生所	〒897-0302	南九州市知覧町郡4210-18	0993-83-2156	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
北薩家畜保健衛生所	〒895-0067	薩摩川内市上川内町5568-1	0996-22-2184	薩摩川内市、阿久根市、出水市、さつま町、長島町
始良家畜保健衛生所	〒899-6603	霧島市牧園町高千穂3615番地16	0995-62-3070	伊佐市、霧島市、始良市、湧水町
曾於家畜保健衛生所	〒899-7601	志布志市松山町新橋21-17	0994-87-2351	曾於市、志布志市、大崎町
肝属家畜保健衛生所	〒893-0025	鹿屋市西祓川町145-1	0994-43-2515	鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町

診療施設届出事項変更届出が必要となる場合	必 要 な 書 類
(1)開設者の氏名・住所の変更	・診療施設届出事項変更届出書
(2)診療施設の名称の変更	・診療施設届出事項変更届出書
(3)部分的な改築に伴う変更	・診療施設届出事項変更届出書 ・診療施設の構造の平面図
(4)管理獣医師の氏名及び住所の変更	・診療施設届出事項変更届出書 ・管理獣医師の獣医師免許証の写し(氏名変更の場合) [原本確認を行います]
(5)診療の業務を行う獣医師の氏名の変更	・診療施設届出事項変更届出書 ・新たに診療の業務を行う獣医師の獣医師免許証の写し [原本確認を行います]
(6)エックス線装置の変更	・診療施設届出事項変更届出書 ・エックス線装置に関する概要書 ・エックス線装置の位置を記入した診療施設の平面図 ・エックス線装置を使用する部屋の遮へい物等の配置状況 ・エックス線診療室における放射線測定結果書